令和2年度決算

高浜町

統一的な基準による財務書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

令和4年3月

高浜町総務課

１．統一的な基準による地方公会計について

地方公共団体の予算・決算にかかる会計制度（官庁会計）は、議会の統制による予算の適正な執行を実現するため、確実性、客観性、透明性に優れた現金主義・単式簿記による現金主義会計が採用されています。

一方で、単式簿記による現金主義の会計制度では見えにくいコストや資産・負債等のストック情報を把握し、説明責任をより適切に図る観点から複式簿記による発生主義会計の導入がもとめられることとなりました。

これを受け、地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「総務省方式改訂モデル」又は「基準モデル」により、発生主義及び複式簿記の考え方に基づき4つの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を整備することとされました。

その後、平成27年1月には、総務省より新たな全国的基準として固定資産台帳の整備と仕訳の導入を柱とした「統一基準」が提示され、平成30年3月までに統一基準に基づく財務書類を作成することとなりました。

高浜町ではこの要請を受け、平成27年度より固定資産台帳の整備を開始し、平成27年度決算より統一的な基準による財務書類を作成しております。

２．財務書類（４表）とは

統一的な基準による財務書類は下記の４表で構成されます。

◆各表の内容

|  |  |
| --- | --- |
| ①貸借対照表（バランスシート）　　（BS） | 住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務諸表であり、資産合計と負債純資産合計が一致し、左右のバランスがとれている表であることから「バランスシート」とも呼ばれています。 |
| ②行政コスト計算書　　（PL） | １年間の行政活動のうち、福祉給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた収入金等の財源を対比させた財務諸表です。 |
| ③純資産変動計算書　　（NW） | 貸借対照表内の「純資産の部」に計上されている各数値が１年間でどのように変動したかを表している財務諸表です。 |
| ④資金収支計算書（CF） | 歳計現金（資金）の出入りの情報を、性質の異なる３つの区分（「業務活動収支の部」、「投資活動収支の部」、「財務活動収支の部」）ごとに分けて表示した財務諸表です。 |

◆財務4表の相関関係



３．対象とする会計の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜全体会計＞ | ＜一般会計等＞ | 一般会計 |
| 公有水面埋立事業特別会計 |
| 宅地分譲事業特別会計 |
| 道路用地先行取得事業特別会計 |
| 法非適 | 国民健康保険特別会計 |
| 国民健康保険診療所特別会計 |
| 後期高齢者医療特別会計 |
| 介護保険特別会計 |
| 簡易水道事業特別会計 |
| 公共下水道事業特別会計 |
| 集落排水事業特別会計 |
| 法適用 | 水道事業特別会計 |

４．貸借対照表（ＢＳ）（令和3年3月31日現在）









【貸借対照表の状況】

（１）資産の状況

　本町の一般会計等の資産総額は、525億2,500万円、町民1人当たりに換算すると518万4千円となります。全体会計の資産総額は、688億5,700万円、町民1人当たり679万6千円となります。資産総額うち、有形固定資産が占める割合は、一般会計等で81.7％、全体会計で87.4％となります。この有形固定資産は小中学校などの教育施設や観光施設、行政施設などの「事業用資産」、道路や公園などの「インフラ資産」、現金や基金等以外の動産である「物品」に区分されます。

　資産については、柿ヶ渡線新設事業や6次産業施設工事により、有形固定資産（建設仮勘定）が増加しています。

（２）負債の状況

　将来世代が負担していくこととなる負債は、一般会計等で総額42億7,500万円、町民1人当たりに換算すると42万2千円となります。全体会計の総額は101億7,900万円、町民１人当たりに換算すると100万5千円となります。

（３）純資産の状況

　現在までの世代の負担により形成され、返済の必要がない正味の資産である純資産については、一般会計等で482億5,000万円、町民１人当たりに換算すると476万2千円となります。全体会計では586億7,800万円、町民１人当たりに換算すると579万1千円となります。

※住民１人当たりの数値については、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口10,132人を用いています。

５．行政コスト計算書（ＰＬ）（令和3年3月31日現在）









【行政コスト計算書の状況】

（１）経常費用の状況

　経常費用（総行政コスト）は、一般会計等で102億4,500万円、町民１人当たりに換算すると101万1千円となります。全体会計では126億400万円、町民１人当たりに換算すると124万4千円となります。

　経常費用における主な増減理由は、移転費用の補助金等において、コロナ関連（町内事業者持続化補助金他）などにより、9億9,300万円の増加となったことが挙げられます。

（２）経常収益の状況

　行政サービス利用に対する対価として町民の皆さまが負担する使用料や手数料などの経常収益は、一般会計等で2億4,900万円、全体会計では6億9,100万円となります。

（３）純経常行政コストの状況

　経常費用（総行政コスト）から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、一般会計等で99億9,600万円、町民１人当たりに換算すると98万6千円となります。全体会計では119億1,300万円、町民1人当たりに換算すると117万5千円となります。この不足分については、町税や国・県補助金などで賄っております。

（３）純行政コストの状況

　純経常行政コストから臨時損失、臨時利益を考慮した純行政コストは、一般会計等で100億1,500万円、町民1人当たりに換算すると98万8千円となります。全体会計では119億3,300万円、町民1人当たりに換算すると117万8千円となります。

※住民１人当たりの数値については、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口10,132人を用いています。

６．純資産変動計算書（ＮＷ）（令和3年3月31日現在）







【純資産変動計算書の状況】

　一般会計等については、令和2年度において6億6,600万円の純資産が増加しており、全体会計で7億8,000万円増加しております。

　これは、一般会計等においては純行政コストが100億1,500万円であったのに対し、税収などの財源が106億7,600万円あったによるものです。

　全体会計においては、純行政コストが119億3,300万円であったのに対して、税収などの財源が126億2,200万円であったによるものです。

７．資金収支計算書（ＣＦ）（令和3年3月31日現在）







【資金収支計算書の状況】

1. 業務活動収支について

行政サービスを行う中で毎年度継続的に収入・支出される業務活動収支は、一般会計等で△1億3,300万円となります。業務活動収支における主な増減理由は、業務支出のうち移転費用支出の補助金等支出において、コロナ関連（町内事業者持続化補助金他）などにより、9億9,300万円の増加となったことが挙げられます。

全体会計では、業務活動収支は4億8,600万円となります。

（2）投資活動収支について

固定資産への投資を含む投資活動収支は、一般会計等で△3億8,700万円、全体会計については、△5億3,700万円となります。また、一般会計等における基礎的財政収支※(プライマリーバランス)は△2億2,900万円となっており、前年度に比べて10億7,200万円減少しました。

※業務活動収支（支払利息支出を除く）+投資活動収支（基金を除く）

（3）財務活動収支について

　地方債の発行（収入）・償還（支出）などに関係する財務活動収支は、一般会計等で2億2,800万円となります。全体会計では△2億800万円となります。これは、一般会計等では、地方債発行が増加し、全体会計では地方債の償還が進んでいることを示しています。